

宅地建物取引士証紛失届

東京都宅地建物取引業法施行細則第15条の7の規定により、下記のとおり届け出ます。

なお、宅地建物取引士証を発見した場合は、宅地建物取引業法第22条の2第6項の規定により、速やかに返納します。

年 月 日

東京都知事 殿

届出者 住 所

氏 名

記

届出理由	亡失・滅失・盗難			
	〔 〕			
	届出日	届出警察署名	電話番号	受理番号
	年 月 日	警察署		
氏名				
生年月日	年 月 日			
登録番号	(東京)第 号	登録年月日	年 月 日	
交付年月日	年 月 日	満了年月日	年 月 日	
発行番号				